入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧下さい。

	工事名	小石川地方合同庁舎(仮称)(22)機械設備工事
	工事種別	暖冷房衛生設備工事
	工事場所(都県)	東京都
工事場所(市区町村)		文京区後楽1丁目7-4、7-9
工事概要		敷地面積 3,181m2 1.建物 [庁舎] 構 造:鉄骨造(一部鉄筋鉄骨コンクリート 造) 地上5階地下2階 建築面積:約1,600m2 延床面積:約9,400m2 用 途:事務所・庁舎 工事内容:空気調和設備、換気設備、排煙 設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設 備、消火設備、厨房設備、ガス設備、雨水利用設備
担当事務所		東京第一営繕事務所
公告日/期限日/開札日		R 4. 6.16 / R 4. 7.13 / R 4.10. 6
工期		令和5年4月10日から令和7年10月31日まで (余裕期間:契約締結日の翌日から令和5年4月9日まで)
入札契約方式/落札方式		一般競争入札(標準型)/総合評価落札方式(技術提案評価型S型)(WTO)
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,100点以上であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。)。
	企業の施工実績等	平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。 (ア)機器及び配管・ダクト等の新設工事 1.延べ面積6,000 ㎡以上(建築物1棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。) 2.階数3階以上 3.工事種目次のa)及びb)両方の施工実績を有すること。ただし、同一工事での施工

実績でなくてもよい。

- a) 空気調和設備
- b)給水設備

ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は、下記(イ)の要件を満たす施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)

なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。

- (イ) 機器及び配管・ダクト等の新設工事
 - 1. 延べ面積 2,000 ㎡以上 (建築物 1 棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。)
- 2. 工事種目空気調和設備

ただし、申請できる施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、 申請されたすべての工事を実績として認めない。

また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。

上記 (ア)、(イ)の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち 入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未 満であるものを除く。

なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。また、本発注 工事は余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任(監理)技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に 掲げる基準を満たしていること。

- 1) 主任技術者は、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
 - ①技術士に合格した者(機械部門(選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」又は「流体機器」とするものに限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」、「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。))並びに機械部門(選択科目を「技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)」による改正前の技術士施行規則(昭和59年総理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」という。)による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。)又は、総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。))
 - ②本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

監理技術者にあっては、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ③上記①に示す技術士に合格した者
- ④建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣の

配置予定技術者の 資格、工事経験等

認定を受けた者

2) 1人の者が、平成19年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)

なお、同種工事の工事経験は建築物における工事経験に限る。また、建築一式工事 における工事経験は認めない。

- (ア)機器及び配管・ダクト等の新設工事
 - 1. 延べ面積 2,000 ㎡以上 (建築物 1 棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。)
- 2. 工事種目空気調和設備

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、経験として認めない。

上記 (ア) の経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説 明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満で あるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の主任(監理)技術者が上記(ア)の 工事経験を有していればよい。

なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験の み同種工事の経験として認める。

- 3) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- 4) 配置予定の主任(監理)技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、 その旨を明示することができる資料を求めており、その明示がなされない場合は入札に参加で きない。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み(競争参加資格確認申請時)の日以前に3 ヶ月以上の雇用関係があることをいう。